

高槻市国土強靱化地域計画(第2期)

【令和7年度～12年度】

令和7年2月

高槻市

目 次

第1章 計画策定の目的と位置付け

- 1 計画策定の目的1
- 2 計画の位置付け2
- 3 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係2
- 4 計画期間3
- 5 SDGsについて3

第2章 高槻市の地域特性

- 1 自然条件4
- 2 社会条件5
- 3 災害の履歴6

第3章 基本的な考え方

- 1 基本目標9
- 2 事前に備えるべき目標9
- 3 対象とする災害(リスク)9
- 4 配慮すべき事項11

第4章 脆弱性の評価と取り組む施策・事業

- 1 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定13
- 2 リスクシナリオに対する脆弱性評価15
- 3 施策・事業と施策分野との相関(マトリクス)33

第5章 計画の推進と進捗管理について

- 1 計画の推進40
- 2 計画の進捗管理40

第 1 章 計画策定の目的と位置付け

1 計画策定の目的

本市では、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市域に係る災害予防、災害応急及び災害復旧対策に関し、関係機関が処理すべき事務又は大綱を定めた「高槻市地域防災計画」を策定し、総合的かつ効果的に地域防災力の向上を図っています。

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、基本法の前文で掲げられている「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が閣議決定され、取組が進められてきました。

本市においては、平成 30 年の大阪府北部地震や台風第 21 号を始めとする風水害等により、死傷者の発生に加え、公共施設をはじめ多くの家屋が被災し、山間部も甚大な被害を受けたほか、水道や電気・ガスの供給が停止する事態も生じました。これらの被災経験に加え、頻発化・激甚化する風水害や、本市に大きな被害をもたらす有馬高槻断層帯地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげる施策を推進していくため、令和元年度から令和 6 年度を計画対象期間とした「高槻市国土強靱化地域計画」を令和 2 年 2 月に策定し取組を推進してきました。

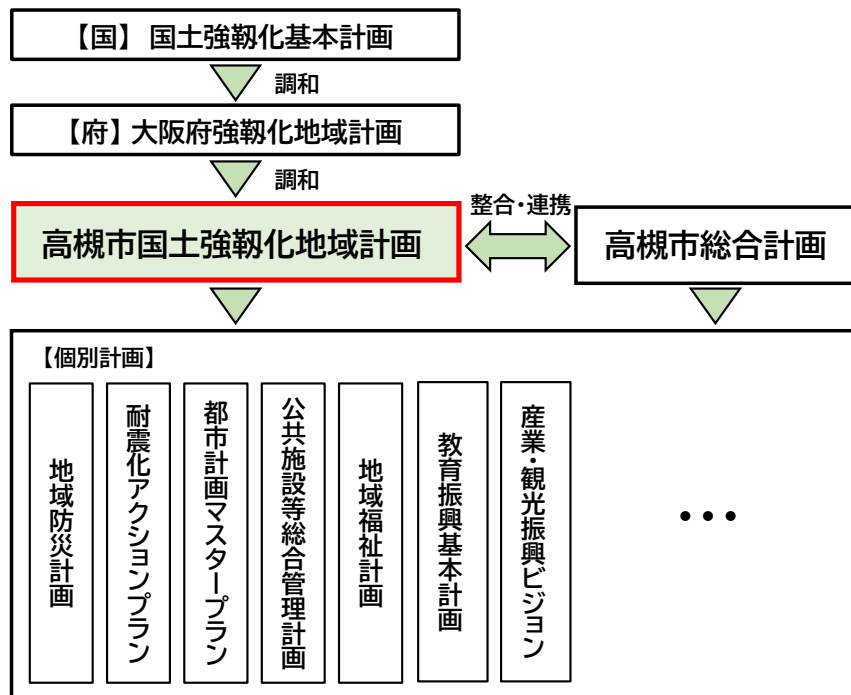
引き続き、強靱な地域をつくりあげる施策を継続的かつ強力に推進するため、次期計画期間を対象とした国土強靱化地域計画(第 2 期)を策定します。なお、策定に当たっては、令和 5 年 7 月に閣議決定された新たな国の基本計画や過去の自然災害の教訓を踏まえるとともに、これまでの取組とその効果を検証し、災害に強く強靱なまちづくりの更なる推進を目指していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第 14 条に基づき国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保った計画です。

また、本市総合計画等の基本的な考え方と整合を図った計画であり、各個別計画における国土強靱化に関する指針となるものです。

総合計画を始めとする各個別計画に基づくまちづくりを着実に推進することに加え、本計画に基づく事前防災や減災、迅速な復旧に資する取組を推進することにより、本市の持続的な成長を支えます。



3 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係

国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係を以下のように整理しています。国土強靱化地域計画は、平常時におけるあらゆる災害リスクに対する備えを整理した計画で、地域防災計画は特定の災害に対する発災前、発災時、発災後における対応を整理した計画です。

災害予防、応急体制整備、防災に関する体制整備については、両計画に共通していますが、国土強靱化地域計画は、社会経済システムの強靱化に関する施策を含む一方、地域防災計画は、特定の災害に対する応急、復旧・復興を含む点が異なっています。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	あらゆるリスクを想定し、最悪の事態(リスクシナリオ)に陥ることを回避するための施策	地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を検討
施策内容	社会経済システムの強靱化に向けた、リスクシナリオを回避するための施策	予防、応急、復旧復興のための施策
施策の対象	発災前	発災前、発災時、発災後
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法

4 計画期間

計画期間は、令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間とします。

5 SDGs について

平成27年9月の国連総会において、持続可能な開発目標(SDGs=Sustainable Development Goals)が全会一致で採択されました。SDGs は、「誰ひとり取り残さない(No one will be left behind)」社会の実現を目指すための国際目標であり、環境の保護や貧困の撲滅、ジェンダーの平等などの包摂性のある 17 のゴール・169 のターゲットを設定しています。

また、前身のミレニアム開発目標(MDGs=Millennium Development Goals)とは異なり、途上国だけでなく、全ての国連加盟国、地域が取り組むべきものとされており、これを受け、様々な取組が世界各地で進められています。我が国においても、持続可能な社会づくりに向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が進められており、本計画においても、SDGs の目標を踏まえ、施策を推進していきます。



第2章 高槻市の地域特性

1 自然条件

(1) 本市の位置及び地勢の特性

本市は大阪府域の北東端に位置し、南東及び南側は淀川をはさんで枚方市及び寝屋川市、北東は島本町、北側は京都府亀岡市及び京都市西京区、西側は茨木市及び摂津市に隣接しています。

市域の面積は105.29km²と、大阪府内の市町村では4番目の広さで、東西の長さは最大で約10kmであるのに対し、南北の長さは最大約22kmに及び南北に長い形となっています。

地勢的には、市域の北側は北摂連山、南側は淀川が境となり、北部山間から南北に縦断して淀川に注ぐ檜尾川、芥川、女瀬川が平野部を形成しています。また、北摂山地と淀川低地が接する中央部には丘陵地が続き、富田台地が南方へ広がっています。

北部の山あいと南部の淀川沿岸には農地と集落が分布しています。市域北部は大半が山間地で、最高の海拔はポンポン山の678.7m、最低の海拔は淀川河川敷の3.3mと、北高南低の地形となっています。

(2) 地形

本市の土地利用は、山林が市域の約44%を占めており、市街地は約29%、農地は約8%となっています。

地域的には、市域の中部に住宅地を中心とする市街地が形成されており、鉄道の主要駅周辺地域では商業系の土地利用が、国道170号及び171号に沿って工業系の土地利用がなされています。市域北部は、ほとんどが山林であり、北部の山あいと南部の淀川沿岸には農地が広がっています。

ア 台地

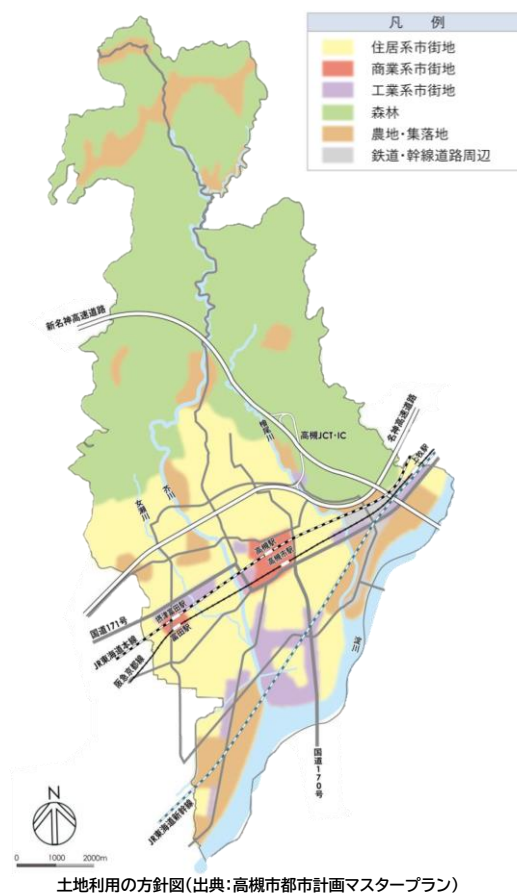
市内唯一の台地である富田台地は、大部分がほとんど起伏のみられない標高10～30m程度の平坦面であり、その南東端に富田の古い歴史的なまちなみの面影を残しています。

イ 丘陵地

丘陵地の南部は、比較的起伏が小さく、鉄道駅への利便性の高さ等から、日吉台、安岡寺、南平台等の大規模な住宅地が形成されています。また、西側の奈佐原地区でも、宅地開発により以前の面影は失われつつあります。

ウ 山地

山地は市域の北半分を占め、大阪平野に臨む斜面は比較的急ですが、山頂部は山並みを形成し、高度700m以下の比較的低い山地ながら全体としては高原状になっています。



(3) 地質

北部の山岳地帯は、そのほとんどが固結した古生代の堆積物である丹波層群からなり、その南に位置する丘陵地は、新第三紀鮮新世末期から第四紀洪積世前期の堆積物である大阪層群によって構成され、富田台地は洪積世後期の富田れき層におおわれています。

市域南部に広がる沖積低地は、大阪平野の北東部を構成する淀川低地の一部で、大部分が標高10m以下の低湿地で占められています。丘陵地の排水が悪い後背湿地やはん濫平野が、市域の広い面積を有しています。

(4) 気象

令和5年の年間気象は、気温が年平均17℃、最高39℃、最低-4℃となっています。降水量は、5月が263mmと最も多く、年間1,233mmで、風向は年間を通じて北北西の風が多く、平均風速は2m/secでした。

2 社会条件

(1) 人口の推移

令和6年3月末の高槻市の人口は34万6,189人(165,369世帯)です。

高槻市制施行時の昭和18年の人口は3万1,615人でしたが、昭和30年代後半から高度成長に伴う、ベッドタウン化が進み昭和38年に人口10万人を超えました。

その後、北部丘陵地の大規模開発が行われ人口急増期を迎え、人口が10万人を超えてから、わずか6年後の昭和44年に20万人を、さらに4年後昭和48年には30万人を突破するという、全国でも有数の人口急増都市でありました。

このような人口急増も、昭和46年の対前年増加率13.8%をピークにかげりを見せはじめ、昭和50年代に入ると微増状態で推移しました。平成元年には、36万人に達しましたが、その後、平成7年をピークに微減状態となっています。また、65歳以上の人口は年々増加しています。

(2) 都市構造

昭和30年代前半、人口増加対策の一環として本市は工場誘致を行いました。その後、京阪神を控えた住宅都市としての傾向を強く示し始めました。また、市街地はJR東海道本線及び阪急京都線の駅を中心に展開し、その周辺から郊外にかけて住宅地が広がっています。名神高速道路以南から新幹線以北の市街地は、全域的に木造建築物が多く、人口の密集した地域となっています。

(3) 交通基盤

JR東海道本線の特急・新快速や阪急京都線の特急の停車駅が所在し、大阪・京都とも約15分で結ばれている利便性の高い都市となっています。

また、バスネットワークについては、市営バスが鉄道駅ターミナルから市内各地域への放射状ネットワークを形成しており、市内のバス路線の大半を占めています。

さらに、平成29年度には新名神高速道路の高槻ジャンクション・インターチェンジが開通し、広域的な自動車ネットワークに直接つながることになり、より一層交通利便性が高まりました。

3 災害の履歴

(1) 地震災害

大阪府に影響を及ぼした主な地震災害の概要

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害【 】は全国被害
887年8月26日 (仁和3年)	五畿・七道	8.0～ 8.5	津波による死者多数(南海トラフ沿いの巨大地震)
1361年8月3日 (正平16年)	畿内・土佐・阿波	8 _{1/4} ～8. 5	四天王寺倒壊により、圧死者5人。津波による被害あり(南海トラフ沿いの巨大地震)
1510年9月21日 (永正7年)	摂津・河内	6.5～ 7.0	寺社倒壊、死者あり
1596年9月5日 (慶長1年)	畿内(慶長伏見地震とも呼ばれる)	7 _{1/2}	堺で死者600人余
1662年6月16日 (寛文2年)	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃	7 _{1/4} ～ 7.6	大坂城、高槻城、岸和田城破損、大阪で若干の死者あり
1707年10月28日 (宝永4年)	(宝永地震)	8.6	大阪で、死者約750人、家屋全壊1,000棟余、他に津波による死者多数
1854年12月23日 (安政1年)	(安政東海地震)	8.4	【東海沖の巨大地震。強い揺れ及び津波により、関東から近畿にかけて被害。住家全壊・焼失約30,000棟、死者2,000～3,000人】
1854年12月24日 (安政1年)	(安政南海地震)	8.4	南海沖の巨大地震 安政東海地震の被害と区別するのが難しい
1891年10月28日 (明治24年)	(濃尾地震)	8.0	死者24人、負傷者94人、家屋全壊1,011棟 ※高槻市の被害状況：淀川檜尾堤防、大阪府溝咋村、大阪府三箇牧村において液状化現象が発生した「日本の地盤液状化履歴図(若松、1991)」
1927年3月7日 (昭和2年)	(北丹後地震)	7.3	死者21人、負傷者126人、住家・非住家全壊127棟
1936年2月21日 (昭和11年)	(河内大和地震)	6.4	死者8人、負傷者52人、住家全壊4棟
1944年12月7日 (昭和19年)	(東南海地震)	7.9	死者14人、負傷者135人、住家全壊199棟
1946年12月21日 (昭和21年)	(南海地震)	8.0	死者32人、負傷者46人、住家全壊234棟

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害【 】は全国被害
1952年7月18日 (昭和27年)	(吉野地震)	6.7	死者2人、負傷者75人、住家全壊9棟
1995年1月17日 (平成7年)	(平成7年(1995年) 兵庫県南部地震)	7.3	【死者6,434人、行方不明3人、負傷者43,792人、住家全壊104,906棟】 ※高槻市の被害状況 震度5弱を観測、負傷者230名、半壊12棟・一部損壊4,307棟 他
2000年10月6日 (平成12年)	(平成12年(2000年) 鳥取県西部地震)	7.3	負傷者4人
2004年9月5日 (平成16年)	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者10人
2011年3月11日 (平成23年)	(東北地方太平洋沖地震)	9.0	負傷者1人 ※高槻市の被害状況 震度3を観測、人的・物的被害なし
2013年4月13日 (平成25年)	淡路島付近	6.3	負傷者5人
2018年6月18日 (平成30年)	(大阪府北部地震)	6.1	死者6人、負傷者385人、住家全壊20棟、住家半壊443棟 ※高槻市の被害状況 震度6弱、死者2人、負傷者40人、全壊11件、大規模半壊2件、半壊247件、一部損壊22,515件

(2) 風水害

高槻市に影響を及ぼした風水害の概要

西暦(和暦)	災害名等	主な被害
1917年10月1日 (大正6年)	大雨 (淀川大塚切れ)	浸水・流出家屋約15,000戸(市外含む)、淀川、芥川決壊
1950年9月3日 (昭和25年)	ジェーン台風	全壊61戸、半壊66戸、一部倒壊415戸、浸水等8,262戸
1953年9月25日 (昭和28年)	台風第13号	全壊297戸、半壊30戸、床上467戸、床下7,926戸、檜尾川、芥川決壊
1959年7月13日～ 14日(昭和34年)	大雨	床上3,200戸、冠水242ha
1959年9月26日 (昭和34年)	台風第15号 (伊勢湾台風)	床下30戸、冠水150.8ha
1961年6月24日～ 30日(昭和36年)	6月豪雨	床下760戸、冠水765ha、道路損壊44か所、堤防損壊47か所
1961年9月16日 (昭和36年)	台風第18号 (第2室戸台風)	全壊49戸、半壊48戸

西暦(和暦)	種別	主な被害
1967年7月8日～9日(昭和42年)	北摂豪雨	全壊2戸、半壊16戸、床上707戸、床下6,559戸、道路決壊62か所、堤防決壊69か所(女瀬川決壊)
1969年6月25日(昭和44年)	梅雨豪雨	床下1,029戸、道路決壊8か所、橋流出1か所、冠水600ha
1970年6月15日(昭和45年)	大雨	床下422戸、田畑一時冠水400ha
1972年9月16日(昭和47年)	台風第20号	家屋一部崩壊103戸、床上22戸、床下865戸
1974年7月21日(昭和49年)	集中豪雨	床下1,542戸
2008年8月6日(平成20年)	大雨	床上45戸、床下102戸、道路冠水47か所
2012年8月14日(平成24年)	集中豪雨	床上247戸、床下597戸、道路冠水69か所
2018年7月5日～7日(平成30年)	平成30年7月豪雨	開設避難所39か所、避難者213名、負傷者(重症1名)、道路冠水16か所、がけ崩れ12か所、全壊1戸
2018年9月4日～11月20日(平成30年)	台風第21号	開設避難所26か所、避難者371名、負傷者(中等症1名、軽症15名)、全壊4件、大規模半壊2件、半壊60件、一部損壊6,757件、倒木・停電多数

第3章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画、府地域計画を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、

- | |
|----------------------------------|
| I 人命の保護が最大限図られること |
| II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること |
| III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 |
| IV 迅速な復旧復興 |

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域づくりを推進します。

2 事前に備えるべき目標

国の基本計画、府地域計画を踏まえ、以下の6つを事前に備えるべき目標とします。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 対象とする災害(リスク)

本市に影響を及ぼす災害(リスク)としては、市域特性も踏まえ、多大な被害を与えることが想定される大規模自然災害[地震、風水害(台風、豪雨、土砂災害等)]を対象とします。

(1) 地震の災害リスク

市域への影響が考えられる4つの内陸断層(上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯)等に関する府の地震被害想定では、本市域の震度が最も大きくなるケースは「有馬高槻断層帯」で、最大震度7と想定されています。

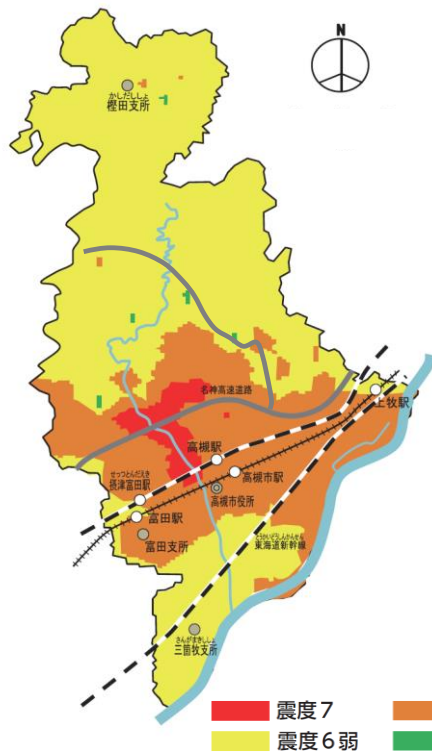
また、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、府の南海トラフ地震による震度想定では、最大震度6弱と想定され、液状化発生の可能性もあります。また、政府の調査による地震発生確率は、30年以内に80%程度、50年以内90%程度もしくはそれ以上と評価されています。次表に各想定地震による本市域での被害状況及び震度分布図を示します。

想定地震	上町断層帯A※1	上町断層帯B※1	生駒断層帯※1	有馬高槻断層帯※1	中央構造線断層帯※1	南海トラフ巨大地震※2	
地震の規模	マグニチュード 7.5~7.8	マグニチュード 7.5~7.8	マグニチュード 7.3~7.7	マグニチュード 7.3~7.7	マグニチュード 7.7~8.1	マグニチュード 9.0~9.1	
※計測震度は 府下全域分	計測震度 4~7	計測震度 4~7	計測震度 4~7	計測震度 3~7	計測震度 3~7	計測震度 5強~6強	
建物全半壊棟数	全壊5,851棟	全壊 65棟	全壊11,036棟	全壊32,009棟	全壊 4棟	全壊1,797棟	
	半壊8,965棟	半壊 188棟	半壊12,032棟	半壊19,848棟	半壊 15棟	半壊9,294棟	
出火件数 (炎上1日間)	5件	0件	12件	49件	0件	1件	
死傷者数	死者	33人	0人	156人	1,081人	0人	19人
	負傷者	3,123人	46人	2,970人	4,166人	3人	645人
罹災者数	57,188人	840人	88,376人	208,305人	65人	-人	
避難所生活者数	16,585人	244人	25,630人	60,409人	19人	15,396人	
ライフライン	停電	18,988軒	297軒	41,140軒	97,275軒	0軒	73,000軒
	ガス供給停止	70,000戸	0戸	59,000戸	137,000戸	0戸	39,400戸
	水道断水	159,000人	23,000人	265,000人	282,000人	0人	293,000人
	下水道機能支障	-	-	-	-	-	12,000人
	電話不通	7,070回線	393回線	7,070回線	53,028回線	393回線	72,000回線
震災廃棄物	可燃物	168,000トﾝ	3,000トﾝ	278,000トﾝ	749,000トﾝ	0トﾝ	190,000トﾝ
	不燃物	566,000トﾝ	13,000トﾝ	939,000トﾝ	2,508,000トﾝ	2,000トﾝ	

◎想定地震発生時の条件(季節・時間): 冬の夕刻(超過確率1%風速の場合)

※1:大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書(平成19年3月)より作成

※2:南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(第4回・第5回資料)より作成



有馬高槻断層帯地震震度分布図



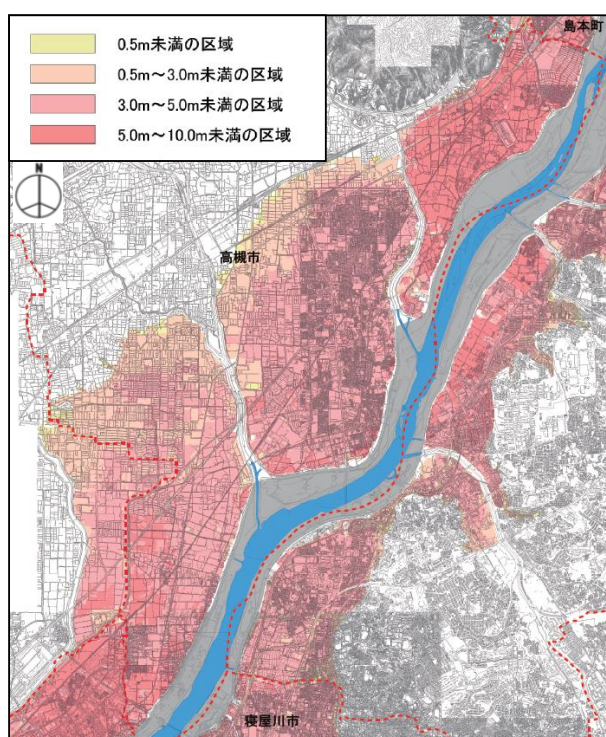
南海トラフ巨大地震震度分布図

(2) 風水害(台風、豪雨、土砂災害等)の災害リスク

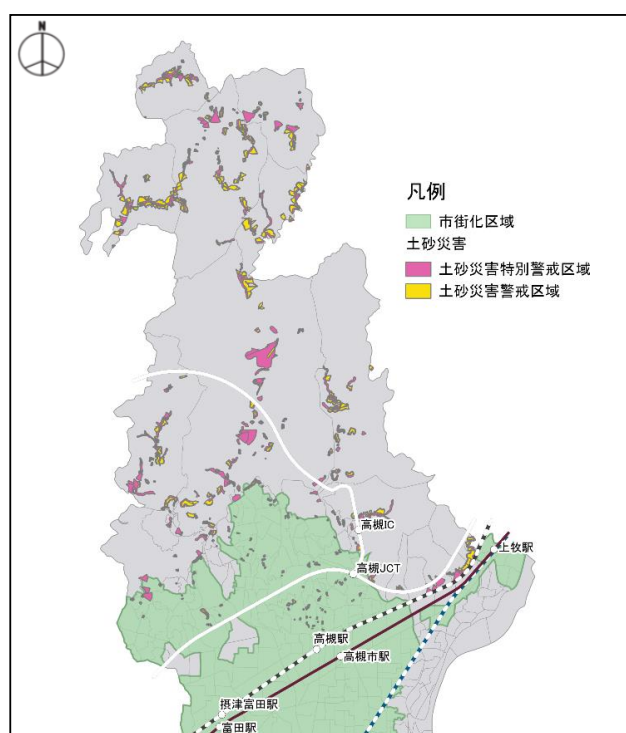
本市域には、国、府が管理する一級河川が 12 河川、市が管理する準用河川が 5 河川あり、市内平野部では築堤河川となっています。主要な用排水路延長が約 115km、ため池が 93 か所あり、降雨時には、流末の雨水ポンプ場や排水機場で河川に排水しています。

また、河川はん濫により国民経済上重大、又は相当な損害を生じる恐れがある河川として淀川、芥川、女瀬川、檜尾川と、市域外の安威川(神崎川含む)、水無瀬川の計 6 河川が洪水予報河川、又は水位周知河川として指定されています。さらに JR 東海道本線以北の住宅地域や北部山間地域では、土砂災害のリスクが高い土砂災害警戒区域が 468 か所、そのうち被害が大きい土砂災害特別警戒区域が 419 か所指定されています。

近年、気候変動の影響等で、降雨が頻発化、激甚化しており、台風や豪雨による内水はん濫や外水はん濫などの水害や土砂災害のリスクが高まっています。



淀川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



土砂災害警戒区域等

4 配慮すべき事項

先に掲げた 4 つの基本目標と 6 つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安全・安心を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら地域強靱化に取り組みます。

(1) 適切な施設の維持管理と強靱化

昭和 40 年代に建設された都市基盤施設を始め、多くの公共施設等が、更新時期を迎えていることから、適切な維持管理がますます必要となります。

既存施設については長寿命化を基本としつつ、施設の統廃合・集約化を進めるなど、市民の安全・安心を一層確保するため、整備に対する投資の選択と集中を図り、施設の強靱化を推進します。

(2) ハード面・ソフト面を組み合わせた適切な対策の実施

まちづくりや都市基盤施設の整備、耐震化などハード面の対策に加え、防災意識の醸成などのソフト面の対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 市民等の連携や主体的な参画

市民一人ひとりや、市民団体、企業、教育機関、医療機関、ボランティア団体など、防災に係るステークホルダー(関係団体)が、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市を始め、防災関係機関との連携を図るとともに、それぞれが主体的に行動できるような取組を促進します。

(4) 効率的・効果的な施策推進

限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など、施策の選択と集中を図ることにより費用を縮減し、効率的に施策を推進します。

第4章 脆弱性の評価と取り組む施策・事業

1 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定

脆弱性の評価は、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を想定した上で行うものとされており、国土強靱化基本計画及び大阪府強靱化地域計画との調和を図るとともに、本市の地域特性を考慮したうえで、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして26項目の「リスクシナリオ」を設定しました。

■本計画におけるリスクシナリオの設定

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や、都市ガス供給、石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	被災者支援の遅れや、災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

2 リスクシナリオに対する脆弱性評価

26 項目のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)に関して、本市が実施している施策・事業の取組状況や課題について現状の分析・評価を行いました。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

推進方針	脆弱性の評価
市有建築物の耐震化	地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民や利用者の安全の確保や、災害時の応急・復旧業務の継続性を確保する必要がある。
市民の防災意識の向上	自助・共助力の向上を図るため、市民、事業者、防災関係機関と連携を図り、市民避難訓練や防災講演会などを通じて、一過性の取組とならないよう防災意識の向上を図る必要がある。
市民防災組織の育成	各地区の防災活動のサポートやその活動を担う人材の育成など、市と協働して取り組む市民防災協議会を支援する必要がある。
	各地区の防災活動の活性化に向け、防災リーダーを育成する防災指導員講習の実施や、市民防災組織の活動を支援する必要がある。
液状化マップの周知・啓発	地震発生時に、液状化による地盤被害の軽減及び液状化被害リスクの周知・啓発により住宅や公共施設等の被害の軽減を図る必要がある。
市有建築物のブロック塀撤去の促進	地震発生時に、道路通行者等の安全を確保するため、市内にある公共施設等の危険なブロック塀等の撤去を促進する必要がある。
「避難行動要支援者」支援の充実	高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等の支援を円滑に行うことができるよう、災害時の支援体制を構築する必要がある。
	福祉サービス事業者等との連携・協力体制の充実を図りながら、個別避難計画の作成を進めるなど、地域における支援体制の整備を推進する必要がある。
社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	障がい児者や高齢者が利用する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化等を推進する必要がある。
民間保育所等整備等補助事業	老朽化した認定こども園等の建替えにより、施設の耐震化整備等を推進する必要がある。
民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進	地震発生時に、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準の民間住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。
	道路通行者等の安全確保のため、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去を促進する必要がある。

推進方針	脆弱性の評価
被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備	地震発生時に、余震等による被災建築物等の倒壊、建築物の一部落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保や被害の軽減を図る必要がある。
地震ハザードマップの周知・啓発	大規模地震発生時に起こりうる建物倒壊等の危険性について、住民が正確な知識・情報を持ち、建物の耐震化率の向上につなげるため、地震ハザードマップの普及啓発を行う必要がある。
大規模盛土造成地マップの高度化	大規模地震などに備え、市民に大規模盛土造成地が身近にあることを周知・啓発し、災害の防止や被害の軽減につなげる必要がある。 現地踏査、優先度評価による第二次スクリーニング計画に基づき、経過観察等の実施について検討する必要がある。
沿道建築物の耐震化	自然災害発生時の物資輸送時に道路機能を確保するため、緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断義務化路線を指定し、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。
市営住宅の耐震化	旧耐震基準により建設された市営住宅について、入居者の生命、安全を確保するため、早急な建て替えを実施し、耐震性を確保する必要がある。
空家等の対策	適切に管理されていない空家の改善を図り、市民の安全を確保する必要がある。
公園の適正な維持管理	自然災害発生時に、公園を防災拠点や避難地として安全・確実に活用できるよう、公園の各種施設について適切な維持管理を行う必要がある。
学校施設の安全対策	地震等災害発生時に、児童生徒の安全確保と学校施設の被害を軽減するため、安全対策を推進する必要がある。
学校における安全教育の充実	児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるように、小中学校における実践的な安全教育・防災教育が必要である。
市町村消防の広域化	自然災害発生時に、市民の救出救助活動が円滑に行われるよう、隣接市町の消防と連携する体制を整備する必要がある。
消防団の活動強化	消防団を中心とした地域防災力の強化に向け、大規模自然災害に対応するため、防災資機材の充実や消防団の安定した活動を確保するなど効果的な取組を支援する必要がある。
救急救命士の養成・能力向上	自然災害発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、救急救命士を計画的に養成する必要がある。 救急救命士の処置できる特定行為が拡大されたため、緊急時に拡大された特定行為の処置ができる救急救命士の養成が必要である。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

推進方針	脆弱性の評価
防災拠点の整備と広域避難地等の確保	地震発生後に、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民等の安全を確保し、避難することができる広域避難地の整備が必要である。
	広域避難地や後方支援活動拠点として、災害時の安全・確実な避難を支援するための施設整備が必要である。
緊急交通路等の確保	災害発生時における救助、救急、消火、医療の諸活動及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施できるよう緊急交通路等を確保する必要がある。
大規模火災(林野火災)発生時の体制確保	大規模火災(林野火災)発生時に迅速な災害対応が図れるよう、庁内の体制を確保する必要がある。
市民の防災意識の向上	再掲(1-1)
市民防災組織の育成	再掲(1-1)
社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	再掲(1-1)
民間保育所等整備等補助事業	再掲(1-1)
防火地域等の指定促進	都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を促進する必要がある。
市営住宅の耐震化	再掲(1-1)
空家等の対策	再掲(1-1)
高槻城公園整備事業	延焼遮断空間となる防火樹林帯や避難空間となる広場の整備など、広域避難地としての防災機能を強化する必要がある。
学校における安全教育の充実	再掲(1-1)
市町村消防の広域化	再掲(1-1)
消防用水の確保対策	地震発生時に、火災による被害を軽減するため、河川、ため池、農業用水路などの自然水利や、学校のプールなど使用可能な消防用水を確保する必要がある。
消防団の活動強化	再掲(1-1)
救急救命士の養成・能力向上	再掲(1-1)

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

推進方針	脆弱性の評価
長期湛水の早期解消	国や府、沿川自治体などの関係機関と連携し、社会全体で洪水に備える対策を計画的に取り組む必要がある。

推進方針	脆弱性の評価
風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達	水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断及び住民への情報伝達ができるように避難情報判断・伝達マニュアルを常に最新の状態に整備し、的確に避難情報の判断・伝達を行う必要がある。
要配慮者利用施設の避難体制の確保	水防法、土砂災害防止法に基づき浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の策定や訓練の実施を促進する必要がある。
治水対策	気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を実現する必要がある。
淀川広域避難体制の整備	大規模水害・土砂災害の発生に備え、淀川広域避難タイムラインの効果的な運用が図れるよう防災関係機関や庁内各対策部(G)と連携するとともに、市民の避難体制を確保する必要がある。
市民の防災意識の向上	再掲(1-1)
市民防災組織の育成	再掲(1-1)
「避難行動要支援者」支援の充実	再掲(1-1)
社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	再掲(1-1)
民間保育所等整備等補助事業	再掲(1-1)
居住の誘導	安全・安心な居住環境を確保するため、土砂災害等のリスクがある区域については、居住誘導区域から除外する必要がある。
豪雨時の冠水対策	近年頻発する集中豪雨に対して、雨水貯留施設等のハード整備と自助・共助の取組を支援するソフト対策を組み合わせ、総合的な雨水対策を行うことで浸水被害の軽減を図る必要がある。
下水道施設等の老朽化対策	道路陥没などのリスクが高い管路施設や耐用年数を迎えているポンプ場施設等の老朽化対策に取り組む必要がある。
水防対策(地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策)	洪水等による水害の警戒や、防御及び被害の軽減を行う水防活動に備えるため、必要な体制、資機材を整備し、効果的な取組を支援する必要がある。
ため池の防災・減災対策	近年頻発する集中豪雨や大規模地震などの自然災害に対応するため、関係機関と連携し、ため池ハザードマップの作成など防災・減災対策を総合的に取り組む必要がある。
排水機場老朽化対策事業	近年頻発する集中豪雨に対して、排水機場の効率的な運転と適正な維持管理を行いながら老朽化対策を進め、農地の浸水防除を図る必要がある。

推進方針	脆弱性の評価
雨量水位テレメータの管理	集中豪雨等による災害の未然防止、被害を軽減することができるように、河川・水路の水位情報を把握するため、雨量水位等に関する情報を迅速に収集する必要がある。
学校における安全教育の充実	再掲(1-1)

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

推進方針	脆弱性の評価
市民の防災意識の向上	再掲(1-1)
市民防災組織の育成	再掲(1-1)
風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達	再掲(1-3)
要配慮者利用施設の避難体制の確保	再掲(1-3)
社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	再掲(1-1)
民間保育所等整備等補助事業	再掲(1-1)
居住の誘導	再掲(1-3)
土砂災害対策	土砂災害から人命を守るためには、ハザードマップの作成や家屋の移転等に関する費用の一部助成などの「逃げる」「凌ぐ」施策であるソフト対策と、「防ぐ」施策である施設の整備などのハード対策を効果的・効率的に組み合わせて実施する必要がある。
	市民に土砂災害発生リスクを周知するため、ハザードマップを配布するなど、防災知識の向上に取り組む必要がある。
森林の保全	森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、森林等の早期復旧、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などの施策が必要である。
	平成 30 年台風第 21 号による森林内の多数の倒木により、二次災害が発生しないように倒木被害の早期復旧を図る必要がある。
学校における安全教育の充実	再掲(1-1)

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

推進方針	脆弱性の評価
(仮称)危機管理センターの整備・運用	災害時(災害対策の中核拠点)と平常時(自助・共助力の強化)の機能を併せ持ち、本市の防災拠点としての役割を担う(仮称)危機管理センターを整備する必要がある。
防災拠点の整備と広域避難地等の確保	再掲(1-2)
緊急交通路等の確保	再掲(1-2)
鉄道高架化	緊急対策踏切を除却するため、鉄道高架化を実施する必要がある。
	鉄道高架化に合わせた周辺まちづくりや都市計画道路を整備する必要がある。
道路施設の長寿命化	国が策定したインフラ長寿命化基本計画を踏まえた個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルの構築、維持管理に要するライフサイクルコストの最適化に取り組む必要がある。
道路橋梁の耐震化	地震発生後に、救命救助活動や支援物資の輸送を担う緊急交通路等の通行機能を確保するため、橋梁の耐震化が必要である。
道路の新設、改良、拡幅	必要な道路の新設、既設道路の改良(拡幅・歩道設置等)、交差点の改良、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、災害時に円滑に利用できる道路を整備する必要がある。
迅速な道路啓開の実施	自然災害発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能を確保する必要がある。
水防対策(地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策)	再掲(1-3)
農道の整備	自然災害発生時の避難路、輸送路として活用するため、基幹的な農道の整備が必要である。
消防庁舎の非常用発電設備整備	災害発生時に備え、浸水対策や停電発生時でも72時間以上の必要電力を確保できるよう、消防署所の非常用発電設備の改修工事を実施する必要がある。
市町村消防の広域化	再掲(1-1)
緊急消防援助隊の受入体制の強化	自然災害発生後に、市民の救出救助活動が円滑に行われるよう、府内消防機関と連携し、緊急消防援助隊の受入体制を確保する必要がある。

推進方針	脆弱性の評価
救出救助活動体制の充実強化	大規模自然災害時に、効果的な救出救助活動を行うため、救出救助に必要な資機材を更新整備するとともに、迅速的確な活動ができる体制の整備が必要である。
消防車両等（緊急消防援助隊設備）の更新	大規模自然災害時等において、効果的な消防活動を行うため、消防車両及び資器材を計画的に更新する必要がある。
消防団の活動強化	再掲(1-1)
救急救命士の養成・能力向上	再掲(1-1)

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

推進方針	脆弱性の評価
防災拠点の整備と広域避難地等の確保	再掲(1-2)
緊急交通路等の確保	再掲(1-2)
(仮称)危機管理センターの整備・運用	再掲(2-1)
医薬品等の確保及び配給体制の整備	大規模自然災害発生時に、救護所等で必要とされる医薬品が安定的に供給されるよう、医療関係機関と連携して必要量の確保や配給体制の整備を図る必要がある。
災害時の医療救護活動	大規模自然災害発生時に、多数の負傷者への医療救護活動を確保できる体制を整備する必要がある。
鉄道高架化	再掲(2-1)
道路の無電柱化	電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を推進する必要がある。
道路施設の長寿命化	再掲(2-1)
道路橋梁の耐震化	再掲(2-1)
道路の新設、改良、拡幅	再掲(2-1)
迅速な道路啓開の実施	再掲(2-1)
農道の整備	再掲(2-1)
救急救命士の養成・能力向上	再掲(1-1)

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

推進方針	脆弱性の評価
避難所の確保と運営体制の確立	新たな公共施設等整備時において、避難所としての環境整備を検討する必要がある。
	スムーズな避難誘導や避難所生活の質の確保等に向け、各地区での「避難所運営マニュアル」を地区防災会と連携して作成する必要がある。

推進方針	脆弱性の評価
避難所外避難者等への支援	在宅避難者や車中泊避難者に対する支援や、支援情報を提供する必要がある。
避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保	方面隊の持続的な運営体制を確保する必要がある。 市民対応や各対策部(G)との連絡調整をより迅速に行う必要がある。
家庭動物及び愛護動物の救援	自然災害発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、関係機関と連携する必要がある。 家庭動物と同行避難した被災者を、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等を把握する必要がある。
淀川広域避難体制の整備	再掲(1-3)
(仮称)危機管理センターの整備・運用	再掲(2-1)
ご遺体の適切処理	大規模自然災害により多数の犠牲者が発生し、平常時に使用している火葬場の火葬能力やご遺体の安置場所・搬送等が不足する事態が想定されることから、事業者等と連携して体制を整備する必要がある。
し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	自然災害発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレを設置した場合に、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理できるよう関係機関や事業者等と連携する必要がある。
指定福祉避難所の確保	自然災害発生後に、一般避難所での生活が特に困難な要援護者を対象とした指定福祉避難所を円滑に開設・運営することができる体制を整備する必要がある。
被災者の巡回健康・栄養等相談	自然災害発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、指定一般避難所、指定福祉避難所等において、保健師、管理栄養士等による巡回健康相談、栄養・食生活指導、健康教育等の実施体制を確保する必要がある。
被災地域の食品衛生監視活動	自然災害発生後に、被災地域で衛生的な食品の取扱いが行われないことによる食中毒の発生を防ぐため、平常時から食品関係施設への食品等の取扱いに関する衛生指導及び消費者への啓発が必要である。
健康危機発生時における検査業務の協力体制の強化	自然災害発生後に、感染症、食中毒等の健康危機事象が発生し、本市のみでは検査業務の実施が困難な場合に備え、関係機関との相互協力体制の確立・強化が必要である。
被災者の心のケア対策	自然災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等により、多くの被災者が強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSDの症状に襲われる恐れがあるため、こころの健康に関する相談体制を整備する必要がある。

推進方針	脆弱性の評価
避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化の推進	避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化を推進する必要がある。
大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度	大規模災害時に、住家が居住不能となった被災者が住居を早期に確保できるよう、「大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度」について、被災者への情報提供や申込みの仲介受付等を行えるよう府及び関係事業者との連携体制を構築する必要がある。
大阪版みなし仮設住宅制度	大規模災害時に、市が公的賃貸住宅を借り上げ、住宅が半壊以上の被害を受けた世帯に提供する大阪版みなし仮設住宅制度に関し、適用条件等制度を整備する必要がある。
被災住宅の応急修理	大規模災害時に、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理を実施する必要がある。
住宅関連情報の提供	大規模災害時に、応急仮設住宅、公的賃貸住宅及び住宅補修等、住宅が被災したことに係る情報を市民に周知する必要がある。
下水道施設の地震対策等	地震発生後に、被害が最小限となるよう下水道施設の耐震化を推進する必要がある。
	災害用トイレ基本方針に基づき、避難所である小中学校等にマンホールトイレを整備する必要がある。
学校園施設の環境整備	災害時に地域住民の避難所となる小中学校及び幼稚園施設について、良好な避難生活を確保するため、個別施設計画等に基づき必要な施設整備に取り組む必要がある。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

推進方針	脆弱性の評価
食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築	救援物資に関する備蓄方針に基づき、計画的に備蓄する必要がある。
	救援物資の不足に備え、必要物資を事前に備えるとともに、避難所までの物資配送が可能となる体制を整備する必要がある。
防災拠点の整備と広域避難地等の確保	再掲(1-2)
緊急交通路等の確保	再掲(1-2)
大規模火災(林野火災)発生時の体制確保	再掲(1-2)
(仮称)危機管理センターの整備・運用	再掲(2-1)
避難所の確保と運営体制の確立	再掲(2-3)

推進方針	脆弱性の評価
避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保	再掲(2-3)
鉄道高架化	再掲(2-1)
道路施設の長寿命化	再掲(2-1)
道路橋梁の耐震化	再掲(2-1)
道路の新設、改良、拡幅	再掲(2-1)
迅速な道路啓開の実施	再掲(2-1)
道路の無電柱化	再掲(2-2)
農道の整備	再掲(2-1)
災害応急体制整備事業(上水道)	大規模災害時に応急対応と早期復旧を図れるよう体制を構築する必要がある。 災害により途絶した施設の応急措置を進めるとともに、応急給水等により水の提供を行う必要がある。
地域との連携による応急給水体制の整備	水道断水地域において、応急給水栓等の活用や地域住民による応急給水活動が実施できる体制を整備する必要がある。
水道施設の耐震化や計画的更新	自然災害による被災を最小限にとどめ、迅速な復旧が可能となるよう、基幹管路等の耐震化や老朽管の解消及び経年劣化による脆弱な水道施設の更新を計画的に推進する必要がある。
大冠浄水場浄水処理工程更新事業	継続的に自己水を供給するため、浄水処理を継続しながら段階的に更新する必要がある。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

推進方針	脆弱性の評価
帰宅困難者の対策	交通機関途絶時において、大量に発生する帰宅困難者が安全に帰宅できない恐れがあり、市内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、帰宅困難者への対策が必要である。 帰宅困難者が多数集中し、混乱が危惧される駅周辺について、鉄道事業者等と連携し混乱防止策を確立することが必要である。
鉄道施設の防災対策	救命救急活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、広域緊急交通路と交差する鉄道施設の耐震化を図る必要がある。

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

推進方針	脆弱性の評価
緊急交通路等の確保	再掲(1-2)
風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達	再掲(1-3)

推進方針	脆弱性の評価
治水対策	再掲(1-3)
淀川広域避難体制の整備	再掲(1-3)
道路施設の長寿命化	再掲(2-1)
道路橋梁の耐震化	再掲(2-1)
道路の新設、改良、拡幅	再掲(2-1)
迅速な道路啓開の実施	再掲(2-1)
農道の整備	再掲(2-1)
北部山間地域(檜田地域)への対応	大規模自然災害発生時または災害発生が予測される段階において、孤立の可能性がある当該地域に対して早期に巡回を実施し、発生する救急救助事案等に迅速に対応する必要がある。

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

推進方針	脆弱性の評価
(仮称)危機管理センターの整備・運用	再掲(2-1)
災害時の医療救護活動	再掲(2-2)
健康危機発生時における検査業務の協力体制の強化	再掲(2-3)
被災地域の感染症予防等の防疫活動	自然災害発生後に、被災地域における感染症の予防及び拡大を抑えるため、予防知識の啓発や感染症の発生状況の動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行うなど、迅速かつ的確な防疫活動及び保健活動を行う必要がある。

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

推進方針	脆弱性の評価
高槻市災害応急対策実施要領の改定と運用	災害の発生や、そのおそれがある場合に住民の生命、身体及び財産を保護し、市域を保全するため、最新の知見や制度、体制の見直しに合わせ、高槻市災害応急対策実施要領を改定し運用する必要がある。
業務継続計画及び受援計画の運用	大規模自然災害発生時において実施すべき非常時優先業務を選定し、災害直後から必要な行政機能の維持と市民サービスに努めるため、業務継続マネジメントを推進することが必要である。 迅速な応援要請と円滑な受援体制を構築するための受援計画を策定し運用する必要がある。
防災協定等の整備	府外も含めた市町村間の相互応援体制を強化し、迅速かつ効果的な災害応急対策等が実施できるよう民間事業者とも防災協定を締結するなど、被災者支援に厚みのある活動を行う必要がある。
災害時の情報収集・共有	自然災害発生時に、災害対策本部と避難所との情報共有を図り、避難所生活者や地域住民に、迅速かつ正確に必要な情報を発信する必要がある。
災害時における職員の子どもの保育体制の確保	大規模災害時に職員が安心して災害対応業務に専念できるよう、職員の子どもの保育体制を確保する必要がある。
職員の防災意識の向上	「職員の防災に関する育成方針」に基づき、職員の防災意識の向上を図る必要がある。
災害対策本部のマニュアル等の充実及び職員の災害対応能力の強化	災害発生時に迅速かつ的確な災害対応が行えるよう、災害対策本部各対策部(G)のマニュアルや受援計画等の充実を図るとともに、図上訓練や防災訓練、研修等を通じて、災害対応能力の向上を図る必要がある。
市有建築物の耐震化	再掲(1-1)
(仮称)危機管理センターの整備・運用	再掲(2-1)
発災後の緊急時における財務処理体制	自然災害発生後、停電等が発生し、財務会計システムや関係システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行える体制を確保する必要がある。
学校施設の安全対策	再掲(1-1)

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下

推進方針	脆弱性の評価
事業継続力強化支援計画の策定	小規模事業者の防災・減災対策の取組を促進するため、高槻商工会議所と共同で事業継続力強化支援計画を策定する必要がある。
道路施設の長寿命化	再掲(2-1)
道路橋梁の耐震化	再掲(2-1)
道路の新設、改良、拡幅	再掲(2-1)
迅速な道路啓開の実施	再掲(2-1)

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

推進方針	脆弱性の評価
事業所からの化学物質の流出防止	大規模自然災害時には、有害物質の環境への流出による周辺住民の健康被害や大気・水質、地下水などの環境汚染が懸念されており、地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、事業者による環境リスク低減対策が必要である。
産業廃棄物指導事業	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく処分期間内に、市域の事業者が保有しているPCB使用製品及びPCB廃棄物について、確実かつ適正な処理を実施する必要がある。
毒物劇物営業者における防災体制	大規模自然災害発生時に、貯蔵施設の破損等による周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守を徹底するよう働きかける必要がある。

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

推進方針	脆弱性の評価
事業継続力支援強化計画の策定	再掲(4-1)
道路施設の長寿命化	再掲(2-1)
道路橋梁の耐震化	再掲(2-1)
道路の新設、改良、拡幅	再掲(2-1)
迅速な道路啓開の実施	再掲(2-1)

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

推進方針	脆弱性の評価
治水対策	再掲(1-3)

推進方針	脆弱性の評価
農業基盤の保全	農地・森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、被災農地・森林等の早期復旧、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などの施策が必要である。
森林の保全	再掲(1-4)
農道の整備	再掲(2-1)

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

推進方針	脆弱性の評価
防災行政無線の運用・整備	屋外拡声子局により、市民に防災情報等を伝えるとともに、市民自らが情報を取得できるよう電話応答サービスや市ホームページ、公式 LINE など複数の手段を用いて情報提供を行う必要がある。
在住外国人や外国人旅行者への防災情報の提供	大規模自然災害発生時に、在住外国人や外国人旅行者の安全を確保するため、災害時に必要とされる各種情報の充実に取り組むことが必要である。
(仮称)危機管理センターの整備・運用	再掲(2-1)
避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保	再掲(2-3)
災害時の情報収集・共有	再掲(3-1)
災害時の市民への広報対策	大規模自然災害発生後に、市民が必要とする防災情報を伝えるため、ホームページや報道機関への情報提供などを通して、正しい情報を迅速に発信することが必要である。
在住外国人への生活情報の提供	災害時に必要とされる各種情報について、在住外国人が戸惑うことなく行動できるよう充実を図る必要がある。
消防緊急情報システム(高機能消防指令センター)の更新	緊急通報受信体制の強化、相互応援体制の迅速化、大規模災害時の充実強化を図るため、島本町と協議会方式による消防指令センターを共同で整備し、運用する必要がある。

5-2 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や、都市ガス供給、石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

推進方針	脆弱性の評価
ライフライン事業者等との連携確保等	大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者と連携に努める必要がある。
防災拠点の整備と広域避難地等の確保	再掲(1-2)
長期湛水の早期解消	再掲(1-3)
治水対策	再掲(1-3)
道路の無電柱化	再掲(2-2)
土砂災害対策	再掲(1-4)

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

推進方針	脆弱性の評価
下水道BCPの運用	災害時にも下水道機能の維持または早期回復を図るため、下水道BCPを策定し運用する必要がある。
下水道施設の老朽化対策	再掲(1-3)
下水道施設の地震対策等	再掲(2-3)
水道施設の耐震化や計画的更新	再掲(2-4)
大冠浄水場浄水処理事業	大冠浄水場の水源である地下水は、水量・水質とも良好であり、大阪広域水道企業団の用水供給が停止したときにも、市域の3割をまかなうことができるため、適切な施設の維持・管理を行う必要がある。
大冠浄水場浄水処理工程更新事業	再掲(2-4)

5-4 陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

推進方針	脆弱性の評価
市有建築物のブロック塀撤去の促進	再掲(1-1)
鉄道施設の防災対策	再掲(2-5)
民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進	再掲(1-1)
沿道建築物の耐震化	再掲(1-1)
高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備	都市部における交通渋滞を緩和し、都市の経済・産業活動を活性化するとともに、代替性を確保した広域的な幹線道路や市内の交通ネットワークの利便性を高めるため、幹線道路等の整備を促進する必要がある。
道路施設の長寿命化	再掲(2-1)
道路橋梁の耐震化	再掲(2-1)
道路の新設、改良、拡幅	再掲(2-1)
迅速な道路啓開の実施	再掲(2-1)
道路の無電柱化	再掲(2-2)
森林の保全	再掲(1-4)
農道の整備	再掲(2-1)
水道施設の耐震化や計画的更新	再掲(2-4)

目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

推進方針	脆弱性の評価
震災後の復興都市づくりにおける人材育成	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、復興都市づくりにおける人材育成等を行う必要がある。

6-2 被災者支援の遅れや、災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

推進方針	脆弱性の評価
被災者支援体制の整備	大規模災害時に、被災者に対し迅速な支援ができるよう被災者支援体制の充実を図る必要がある。
市民防災組織の育成	再掲(1-1)
(仮称)危機管理センターの整備・運用	再掲(2-1)
罹災証明書の発行	大規模自然災害発生時、速やかに罹災証明書を発行するための体制整備、市民への周知や関係機関との連携を図る必要がある。
災害ボランティア対策	災害発生時に必要に応じて、災害ボランティアセンターを設置し、円滑にボランティアの受入れ及び派遣を行えるよう体制整備を図る必要がある。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

推進方針	脆弱性の評価
災害廃棄物の適正処理	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理体制の確保、他市と連携した広域的な処理体制の整備を図る必要がある。
生活ごみの適正処理	被災地域の衛生状態を維持するため、生活ごみの処理が適正に行われるよう、事業者等と連携して施設を適切に維持管理するとともに、関係機関との支援体制を確立する必要がある。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

推進方針	脆弱性の評価
防災拠点の整備と広域避難地等の確保	再掲(1-2)
大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度	再掲(2-3)
大阪版みなし仮設住宅制度	再掲(2-3)
被災住宅の応急修理	再掲(2-3)

推進方針	脆弱性の評価
住宅関連情報の提供	再掲(2-3)
地籍調査(都市部・山林)	大規模自然災害時に、建物の全壊被害が発生し官民境界等が不明になると、被災者の生活、被災したまちの円滑かつ迅速な再建・回復に支障をきたすため、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、地籍調査を推進する必要がある。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

推進方針	脆弱性の評価
避難所の確保と運営体制の確立	再掲(2-3)
被災者の生活再建のための措置	再掲(2-3)
文化財所有者・管理者の防災意識の啓発	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・喪失を回避するため、文化財の防災対策を文化財の所有者・管理者に実施するよう働きかける必要がある。 文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、災害発生時に人的被害を軽減するため、施設内での速やかな災害情報の伝達や、避難誘導、消火などを遅滞なく行うための訓練等を実施するよう働きかける必要がある。
地域との連携による応急給水体制の整備	再掲(2-4)

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

推進方針	脆弱性の評価
事業継続力強化支援計画の策定	再掲(4-1)

3 施策・事業と施策分野との相関(マトリクス)

26 項目のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)に対する脆弱性の評価を踏まえ、本計画において取り組む施策・事業を、7つの施策分野ごとに整理します。

【施策分野】

- A 行政機能／消防
- B 住宅／都市／土地利用
- C 保健医療／福祉／教育
- D 産業／農林業／エネルギー
- E 情報通信／交通・物流
- F 国土保全・整備／環境
- G 地域防災

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		A 行政機能／消防	B 住宅／都市／土地利用	C 保健医療／福祉／教育
		① 行政機能 ② 消防	① 住宅 ② 都市 ③ 土地利用	① 保健医療 ② 福祉 ③ 教育
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	①市有建築物の耐震化 ①市有建築物のブロック塀撤去の促進(学校施設除く) ①「避難行動要支援者」支援の充実 ①被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 ②市町村消防の広域化 ②消防団の活動強化 ②救急救命士の養成・能力向上	③液化化マップの周知・啓発 ③地震ハザードマップの周知・啓発 ③大規模盛土造成地マップの高度化 ①市営住宅の耐震化 ①空家等対策計画 ②公園の適正な維持管理	③市民の防災意識の向上 ②「避難行動要支援者」支援の充実 ②社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 ③民間保育所等整備等補助事業 ③学校施設の安全対策 ③学校における安全教育の充実
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	①大規模火災(林野火災)時の体制確保 ②市町村消防の広域化 ②消防用水の確保対策 ②消防団の活動強化 ②救急救命士の養成・能力向上	②防災拠点の整備と広域避難地等の確保 ③防火地域等の指定促進 ①市営住宅の耐震化 ①空家等対策計画 ②高槻公園整備事業	③市民の防災意識の向上 ②社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 ③民間保育所等整備等補助事業 ③学校における安全教育の充実
1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	①風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達 ①淀川広域避難体制の整備 ①「避難行動要支援者」支援の充実 ①水防対策(地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策)	①長期湛水の早期解消に向けた対策 ③居住の誘導 ③豪雨時の冠水対策 ②下水道施設老朽化対策事業 ②ため池の防災・減災対策 ②排水機場老朽化対策事業 ②雨量水位テレメータ管理事業	②要配慮者利用施設の避難体制の確保 ③市民の防災意識の向上 ②「避難行動要支援者」支援の充実 ②社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 ③民間保育所等整備等補助事業 ③学校における安全教育の充実
1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生	①風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達	③居住の誘導	③市民の防災意識の向上 ②要配慮者利用施設の避難体制の確保 ②社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 ③民間保育所等整備等補助事業 ③学校における安全教育の充実

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		A 行政機能／消防	B 住宅／都市／土地利用	C 保健医療／福祉／教育
		① 行政機能 ② 消防	① 住宅 ② 都市 ③ 土地利用	① 保健医療 ② 福祉 ③ 教育
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ①水防対策(地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策) ②消防庁舎の非常用発電設備整備 ②市町村消防の広域化 ②緊急消防援助隊受入れ体制の強化 ②救出救助活動体制の充実強化 ②消防車両等(緊急消防援助隊設備)の更新 ②消防団の活動強化 ②救急救命士の養成・能力向上	②防災拠点の整備と広域避難地等の確保 ②鉄道高架化の検討 ②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅	
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ②救急救命士の養成・能力向上	②防災拠点の整備と広域避難地等の確保 ②鉄道高架化の検討 ②無電柱化事業 ②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅	①災害用医薬品等確保供給体制整備 ①災害時の医療救護活動
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	①避難所の確保と運営体制の確立 ①避難所外避難者等への支援 ①避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保 ①家庭動物及び愛護動物の救援 ①淀川広域避難体制の整備 ①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ①ご遺体の適切処理 ①指定福祉避難所の確保 ①被災者の巡回健康・栄養等相談 ①被災地域の食品衛生監視活動 ①健康危機発生時における検査業務の協力的体制の強化 ①被災者の心のケア対策 ①避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化の推進 ①大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度 ①大阪版みなし仮設住宅制度 ①被災住宅の応急修理 ①住宅関連情報の提供 ①学校園施設の状態整備	①大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度 ①大阪版みなし仮設住宅制度 ①被災住宅の応急修理 ①住宅関連情報の提供 ②下水道施設地震対策事業	②指定福祉避難所の確保 ①被災者の巡回健康・栄養等相談 ①被災地域の食品衛生監視活動 ①健康危機発生時における検査業務の協力的体制の強化 ①被災者の心のケア対策 ③避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化の推進 ③学校園施設の状態整備

施策分野			
D 産業／農林業／エネルギー	E 情報通信／交通／物流	F 国土保全・整備／環境	G 地域防災
① 産業 ② 農林業 ③ エネルギー	① 情報通信 ② 交通、物流	① 国土保全・整備 ② 環境	① 啓発、訓練 ② 被災者支援
	②沿道建築物耐震化事業		①市民の防災意識の向上 ①市民防災組織の育成 ①液化化マップの周知・啓発 ②「避難行動要支援者」支援の充実 ①民間住宅・建築物の耐震化及びブ ロック塀等撤去の促進 ②被災民間建築物・宅地の危険度判定 体制の整備 ①地震ハザードマップの周知・啓発 ①大規模盛土造成地マップの高度化 ①空家等対策計画 ①学校における安全教育の充実 ①消防団の活動強化
	②緊急交通路等の確保		①市民の防災意識の向上 ①市民防災組織の育成 ①空家等対策計画 ①学校における安全教育の充実 ②消防団の活動強化
		①治水対策	①要配慮者利用施設の避難体制の確保 ①淀川広域避難体制の整備 ①市民の防災意識の向上 ①市民防災組織の育成 ②「避難行動要支援者」支援の充実 ①居住の誘導 ①豪雨時の冠水対策 ①学校における安全教育の充実
②森林保全事業		①土砂災害対策 ①森林保全事業	①市民の防災意識の向上 ①市民防災組織の育成 ①要配慮者利用施設の避難体制の確保 ①学校における安全教育の充実

確保することにより、関連死を最大限防ぐ

施策分野			
D 産業／農林業／エネルギー	E 情報通信／交通／物流	F 国土保全・整備／環境	G 地域防災
① 産業 ② 農林業 ③ エネルギー	① 情報通信 ② 交通、物流	① 国土保全・整備 ② 環境	① 啓発、訓練 ② 被災者支援
②農道整備事業	①(仮称)危機管理センターの整備・運 用 ②緊急交通路等の確保 ②鉄道高架化の検討 ②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅 ②迅速な道路啓開の実施	①農道整備事業	①(仮称)危機管理センターの整備・運 用 ②消防団の活動強化
②農道整備事業	②緊急交通路等の確保 ①(仮称)危機管理センターの整備・運 用 ②鉄道高架化の検討 ②無電柱化事業 ②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅 ②迅速な道路啓開の実施	①農道整備事業	①(仮称)危機管理センターの整備・運 用
	①避難所開設時における方面隊との 効率的な情報伝達体制の確保 ①(仮称)危機管理センターの整備・運 用	②し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	②避難所の確保と運営体制の確立 ②避難所外避難者等への支援 ②避難所開設時における方面隊との 効率的な情報伝達体制の確保 ②家庭動物及び愛護動物の救援 ①淀川広域避難体制の整備 ①(仮称)危機管理センターの整備・運 用 ②ご遺体の適切処理 ②被災者の巡回健康・栄養等相談 ②被災地域の食品衛生監視活動 ②健康危機発生時における検査業務 の協力体制の強化 ②被災者の心のケア対策 ②大阪府災害時民間賃貸住宅借上制 度 ②大阪版みなし仮設住宅制度 ②被災住宅の応急修理 ②住宅関連情報の提供

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		A 行政機能／消防	B 住宅／都市／土地利用	C 保健医療／福祉／教育
		① 行政機能 ② 消防	① 住宅 ② 都市 ③ 土地利用	① 保健医療 ② 福祉 ③ 教育
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	①食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築 ①大規模火災(林野火災)時の体制確保 ①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ①避難所の確保と運営体制の確立 ①避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保 ①災害応急体制整備事業(上水道) ①地域との連携による応急給水事業	②防災拠点の整備と広域避難地等の確保 ②鉄道高架化の検討 ②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅 ②無電柱化事業 ②基幹管路の耐震化 ②拠点病院及び救護所等に至る重要給水施設管路の耐震化 ②管路の更新基準年数の適正化と計画的更新 ②水道施設の計画的更新 ②大冠浄水場浄水処理工程更新事業	
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱			
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	①風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達 ①淀川広域避難体制の整備 ②北部山間地域(榎田地域)への対応について	②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅	
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下	①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ①健康危機発生時における検査業務の協力体制の強化 ①被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施		①災害時の医療救護活動 ①健康危機発生時における検査業務の協力体制の強化 ①被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		A 行政機能／消防	B 住宅／都市／土地利用	C 保健医療／福祉／教育
		① 行政機能 ② 消防	① 住宅 ② 都市 ③ 土地利用	① 保健医療 ② 福祉 ③ 教育
3-1	市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下	①高槻市災害応急対策実施要領の改定と運用 ①業務継続計画及び受援計画の運用 ①防災協定等の整備 ①災害時の情報収集・共有 ①災害時における職員の子どもの保育体制の確保 ①職員の防災意識の向上 ①災害対策本部のマニュアル等の充実及び職員の災害対応能力の強化 ①市有建築物の耐震化 ①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ①発災後の緊急時における財務処理体制		③学校施設の安全対策

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		A 行政機能／消防	B 住宅／都市／土地利用	C 保健医療／福祉／教育
		① 行政機能 ② 消防	① 住宅 ② 都市 ③ 土地利用	① 保健医療 ② 福祉 ③ 教育
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下		②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅	
4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出			
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響		②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅	
4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	①被災農地等の早期復旧支援		

施策分野			
D 産業／農林業／エネルギー	E 情報通信／交通／物流	F 国土保全・整備／環境	G 地域防災
① 産業 ② 農林業 ③ エネルギー	① 情報通信 ② 交通、物流	① 国土保全・整備 ② 環境	① 啓発、訓練 ② 被災者支援
②農道整備事業	②食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築 ②緊急交通路等の確保 ①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ①避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保 ②鉄道高架化の検討 ②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅 ②迅速な道路啓開の実施 ②無電柱化事業	①農道整備事業	②食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築 ①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ②避難所の確保と運営体制の確立 ②避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保 ②地域との連携による応急給水事業
	②帰宅困難者対策 ②鉄道施設の防災対策		①帰宅困難者対策
②農道整備事業	②緊急交通路等の確保 ②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅 ②迅速な道路啓開の実施	①治水対策 ①農道整備事業	①淀川広域避難体制の整備 ①北部山間地域(檜田地域)への対応について
	①(仮称)危機管理センターの整備・運用		①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ②健康危機発生時における検査業務の協力体制の強化 ②被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施

施策分野			
D 産業／農林業／エネルギー	E 情報通信／交通／物流	F 国土保全・整備／環境	G 地域防災
① 産業 ② 農林業 ③ エネルギー	① 情報通信 ② 交通、物流	① 国土保全・整備 ② 環境	① 啓発、訓練 ② 被災者支援
	①災害時の情報収集、共有 ①(仮称)危機管理センターの整備・運用		①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ②防災協定等の整備

施策分野			
D 産業／農林業／エネルギー	E 情報通信／交通／物流	F 国土保全・整備／環境	G 地域防災
① 産業 ② 農林業 ③ エネルギー	① 情報通信 ② 交通、物流	① 国土保全・整備 ② 環境	① 啓発、訓練 ② 被災者支援
①事業継続力強化支援計画の策定	②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅 ②迅速な道路啓開の実施		
		②事業所からの化学物質の流出防止の推進 ②産業廃棄物指導事業 ②毒物劇物営業者における防災体制	
①事業継続力強化支援計画の策定	②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅 ②迅速な道路啓開の実施		
②農業基盤の保全事業 ②被災農地等の早期復旧支援 ②森林保全事業 ②農道整備事業		①治水対策 ①農業基盤の保全事業 ①森林保全事業 ①農道整備事業	②被災農地等の早期復旧支援

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		A 行政機能／消防	B 住宅／都市／土地利用	C 保健医療／福祉／教育
		① 行政機能 ② 消防	① 住宅 ② 都市 ③ 土地利用	① 保健医療 ② 福祉 ③ 教育
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	①防災行政無線の運用・整備 ①在住外国人や外国人旅行者への防災情報の提供 ①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ①避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保 ①災害時の情報収集・共有 ①ホームページ等による情報提供・広報事業 ①消防緊急情報システム(高機能消防指令センター)の更新		
5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や、都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止		②防災拠点の整備と広域避難地等の確保 ①長期湛水の早期解消に向けた対策 ②無電柱化事業	
5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	①下水道BCPの運用	②下水道施設老朽化対策事業 ②下水道施設地震対策事業 ②基幹管路の耐震化 ②拠点病院及び救護所等に至る重要給水施設管路の耐震化 ②管路の更新基準年数の適正化と計画的更新 ②大冠浄水場浄水処理事業 ②水道施設の計画的更新 ②大冠浄水場浄水処理工程更新事業	
5-4	陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	①市有建築物のブロック塀撤去の促進(学校施設除く)	①民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進 ②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅 ②無電柱化事業 ②拠点病院及び救護所等に至る重要給水施設管路の耐震化	

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		A 行政機能／消防	B 住宅／都市／土地利用	C 保健医療／福祉／教育
		① 行政機能 ② 消防	① 住宅 ② 都市 ③ 土地利用	① 保健医療 ② 福祉 ③ 教育
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	①震災後の復興都市づくりにおける人材育成		
6-2	被災者支援の遅れや、災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態	①被災者支援体制の整備 ①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ①罹災証明書の発行 ①災害ボランティア対策		
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態			
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態	①大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度 ①大阪版みなし仮設住宅制度 ①被災住宅の応急修理 ①住宅関連情報の提供	②防災拠点の整備と広域避難地等の確保 ①大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度 ①大阪版みなし仮設住宅制度 ①被災住宅の応急修理 ①住宅関連情報の提供 ②都市再生地籍調査	
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	①避難所の確保と運営体制の確立 ①被災者支援体制の整備 ①地域との連携による応急給水事業		③文化財所有者・管理者の防災意識の啓発
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響			

小限に留めるとともに、早期に復旧させる

施策分野

D 産業／農林業／エネルギー	E 情報通信／交通／物流	F 国土保全・整備／環境	G 地域防災
① 産業 ② 農林業 ③ エネルギー	① 情報通信 ② 交通、物流	① 国土保全・整備 ② 環境	① 啓発、訓練 ② 被災者支援
	①防災行政無線の運用・整備 ①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ①避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保 ①災害時の情報収集・共有 ①ホームページ等による情報提供・広報事業		②在住外国人や外国人旅行者への防災情報の提供 ①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ②避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保 ①在住外国人への生活情報の提供
③ライフライン事業者等との連携確保等	②無電柱化事業	①治水対策 ①土砂災害対策	
②森林保全事業 ②農道整備事業	②鉄道施設の防災対策 ②沿道建築物耐震化事業 ②高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備 ②道路施設長寿命化事業 ②道路橋梁耐震化事業 ②道路の新設、改良、拡幅 ②迅速な道路啓開の実施 ②無電柱化事業	①森林保全事業 ①農道整備事業	①民間住宅・建築物の耐震化及びブ ロック塀等撤去の促進

施策分野

D 産業／農林業／エネルギー	E 情報通信／交通／物流	F 国土保全・整備／環境	G 地域防災
① 産業 ② 農林業 ③ エネルギー	① 情報通信 ② 交通、物流	① 国土保全・整備 ② 環境	① 啓発、訓練 ② 被災者支援
			②震災後の復興都市づくりにおける人材育成
	①(仮称)危機管理センターの整備・運用		②被災者支援体制の整備 ①市民防災組織の育成 ①(仮称)危機管理センターの整備・運用 ②罹災証明書の発行 ②災害ボランティア対策
		②災害廃棄物の適正処理 ②生活ごみの適正処理	
②山林地籍調査事業		①山林地籍調査事業	②大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度 ②大阪版みなし仮設住宅制度 ②被災住宅の応急修理 ②住宅関連情報の提供
			②避難所の確保と運営体制の確立 ②被災者支援体制の整備 ①文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 ②地域との連携による応急給水事業
①事業継続力強化支援計画の策定			

第5章 計画の推進と進捗管理について

1 計画の推進

本計画は、いかなる大規模自然災害等が発生しても人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための計画であり、その取組は庁内の広範な各課の所掌事務にまたがります。したがって、本計画の推進に当たっては全部局横断的な体制のもと、国・大阪府や関係機関、市民防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていきます。

2 計画の進捗管理

本計画を総合的・計画的に推進するため、別途、具体的な取組を取り纏めた国土強靱化実施計画を作成します。実施計画では、各取組の進捗管理等を定期的に把握・検証するなどPDCAサイクルにて推進します。また、社会経済情勢等の変化への対応や、各取組内容の変更、新たに取り組むべき施策・事業が必要となった場合は、適宜見直しを行います。